

1 定義

移送取扱所とは、配管及びポンプ並びにこれらに付随する設備（危険物を運搬する船舶から陸上への危険物の移送については、これに付随する設備）によって危険物の移送の取扱いを行う取扱所をいう。

なお、当該危険物の移送が当該取扱所に係る施設（配管を除く。）の敷地及びこれとともに一団の土地を形成する事業所の用に供する土地内にとどまる構造を有するものを除く。

2 技術基準の適用

移送取扱所は、移送する危険物の種類、移送形態等に応じ、技術上の基準が法令上、次のように区分される。

各種の移送取扱所に規制される範囲

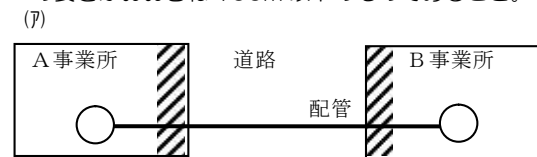
区分	危令第 18 条の 2	危則
移送取扱所	第 1 項	28 条の 2 の 9～ 28 条の 51
過酸化水素を取扱うもの等	第 2 項	

3 移送取扱所に該当しないもの（昭和 49 年 4 月 25 日消防予第 63 号）

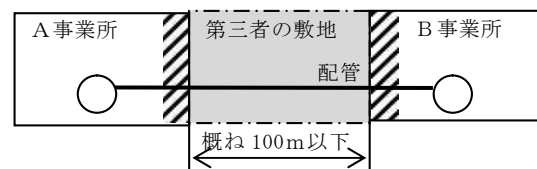
危令第 3 条第 3 号に規定する「配管及びポンプ並びにこれらに付随する設備（危険物を運搬する船舶から施設への危険物の移送については、配管及びこれらに付随する設備）」が次に掲げる構造を有するものは、移送取扱所に該当しないものであること。

(1) 危険物の送り出し施設から受け入れ施設までの管が一つの道路又は第三者（危険物の送り出し施設又は受け入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。以下同じ。）の敷地を通過するもので、次のア又はイを満足するもの

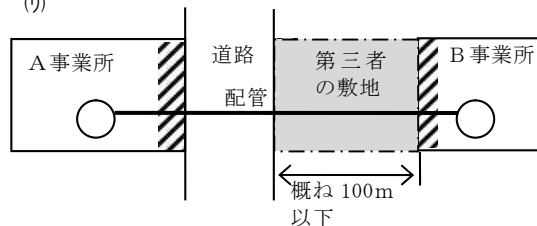
- ア 道路にあっては配管が横断するものであること。
- イ 第三者の敷地にあっては、当該敷地を通過する配管の長さがおおむね 100m 以下のものであること。



(1)

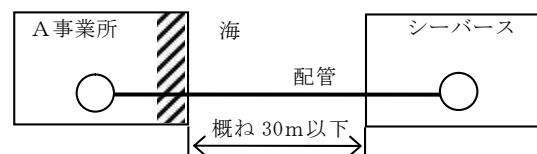


(9)



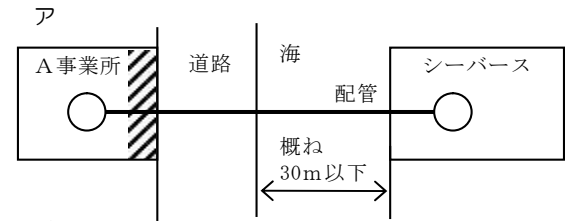
移送取扱所に該当しない例 1

(2) 危険物の送り出し施設又は受け入れ施設が棧橋に設けられるもので、岸壁からの配管（第 1 石油類を移送する配管の内径が 300mm 以上のものを除く。）の長さがおおむね 30m 以下のもの。

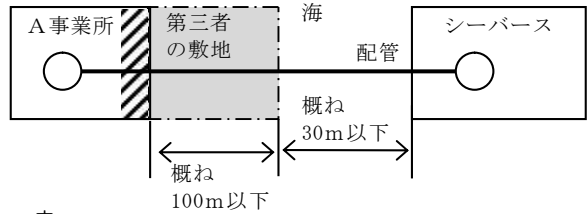


移送取扱所に該当しない例 2

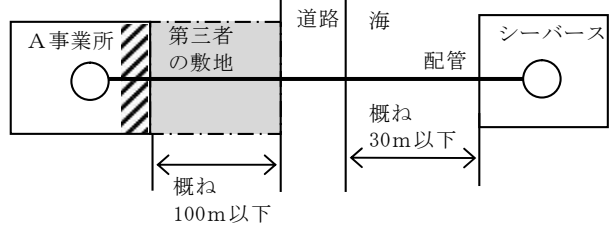
(3) (1)及び(2)の要件を満たすもの。



イ



ウ



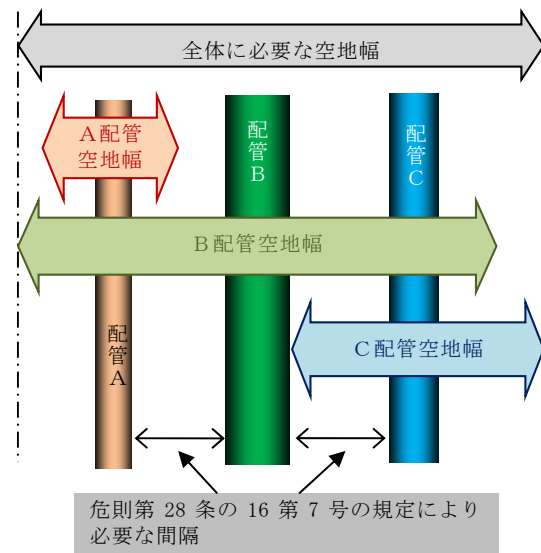
移送取扱所に該当しない例 3

4 許可数量の算定

- (1) 1日に移送する危険物の合計とすること。
- (2) 複数の配管を 1 件の許可としたものにあつては、それぞれの配管で移送される危険物の量を合計した数量とすること。

5 配管の両側に保有すべき空地

二以上の移送取扱所を隣接して敷設する場合、危則第 28 条の 16 第 3 号の規定により配管の両側に保有すべき空地は、次の図によりその幅を確保すれば足りるものであること。



6 危険物の受入口及び払出口

移送取扱所の配管と屋外タンクの付属配管と接続部分に受入油種が異なる都度、人為的にフランジで接続替えるためのマニフォールド切替アームを設ける場合は、危則第 28 条の 50 の規定に適合するものであること。（昭和 55 年 3 月 4 日消防危第 30 号）